



いわて建設業経営革新特別資金の取扱いを 11月1日から開始しています！

11月1日から、建設企業が新分野進出や新技術・新工法の開発などに取り組む場合に、いわて建設業経営革新特別資金がご利用いただけるようになりました。この資金は、新分野進出等の経営革新に取り組む建設企業に対し、所要資金の円滑な供給を行うことにより、公共事業に過度に依存しない経営体への転換を支援するとともに、県内地域経済の振興と雇用の安定に資するものです。

この制度の検討の過程では、岩手県信用保証協会や岩手銀行をはじめとする地元金融機関との間で、保証料率やリスク負担等について協議を行いながら、県と地元金融機関、岩手県信用保証協会の三者が連携する枠組みといたしました。具体には、県が貸付金の原資を一部預託し、金融機関が協調して低利融資を行うもので、県と信用保証協会の負担により保証料を軽減するほか、貸付事故の際は、信用保証協会と金融機関が共有して責任を負うこととしています。

現在、各振興局に設置した総合相談センターにおいて、建設業者からの個別相談に応じているほか、岩手県建設業協会の経営支援センターと緊密に連携を図りながら、新分野進出に係る意向調査や地域の実情に応じた調査研究の取組み支援、製品開発や販路開拓等に要する経費の支援等に取り組んでいますが、このたびの新たな融資制度を活用し、事業化につながるように、より多角的で実効ある対策に努めて参ります。

1 融資の対象者

直前3年のいずれかの営業年度において、完成工事高に占める公共工事（1次下請及び2次下請を含む）の割合が概ね50%以上の建設業者で、新分野進出又は新技術・新工法の開発等、経営革新の取り組みをしている者

また、農業分野に進出する場合は、初期投資に必要な資金の利用が可能となるように、平成18年10月10日から農業近代化資金の貸付対象を拡充しています。詳しくは、裏面又は農林水産部団体指導課のホームページを参照してください。

2 貸付の条件

項 目	内 容
(1) 資金の使途	新分野進出や新技術・新工法の開発等に必要な設備資金と運転資金です
(2) 貸付の限度額	● 設備資金 1企業につき5,000万円以内 ● 運転資金 1企業につき3,000万円以内 ※ ただし、設備資金、運転資金併用の場合は、1企業につき5,000万円以内
(3) 貸付の期間	● 設備資金 15年以内（うち3年以内の据置が可能） ● 運転資金 10年以内（うち2年以内の据置が可能）
(4) 貸付の利率	● 貸付期間が3年以内の場合 年2.1%以内 ● 貸付期間が3年超10年以内の場合 年2.3%以内 ● 貸付期間が10年超15年以内の場合 年2.5%以内
(5) 担保・保証人	原則として、担保は不要です。また、保証人は取扱金融機関の所定の条件によりますが、第三者保証人は不要です。
(6) 保証料率	年0.40%～年1.50%（割引有） ※原則として、岩手県信用保証協会の信用保証が必要となります。

3 取扱金融機関

岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、盛岡信用金庫、花巻信用金庫、北上信用金庫、水沢信用金庫、一関信用金庫、宮古信用金庫、二戸信用金庫ほか岩手県信用保証協会と覚書を締結した普通銀行等

4 信用保証

原則として、岩手県信用保証協会の信用保証をつけます。この場合の保証料率は次のとおりです。

区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
CRD 評点	法人	0～20	21～30	31～36	37～45	46～55	56～60	61～66	67～72	73～100
	個人	0～32	33～42	43～51	52～63	64～74	75～76	77～83	84～94	95～100
保証料率		年 1.50%	年 1.40%	年 1.25%	年 1.15%	年 1.00%	年 0.85%	年 0.85%	年 0.60%	年 0.40%

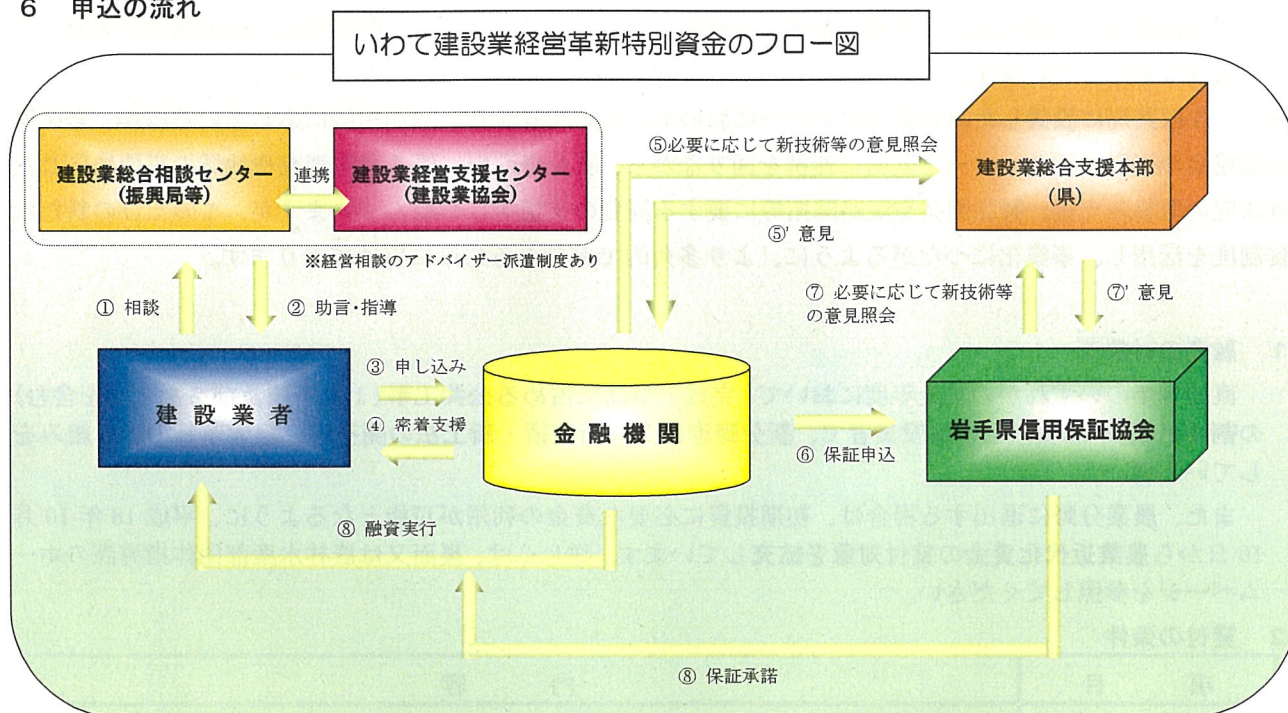
(注)CRD 評点：有限責任中間法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいいます。

(注)有担保の場合や直近決算における貸借対照表を作成していない場合などで異なることがあります。

5 償還方法等

償還方法並びにその他の貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件によります。

6 申込の流れ



7 相談窓口

- | | | |
|-------------------------|-----------------|--------------------|
| ●岩手県建設業総合対策本部 | (県土整備部建設技術振興課内) | 019-629-5954 |
| ●建設業総合相談センター(広域振興局等土木部) | | |
| 県南広域(奥州地域) | 0197-22-2881 | 盛岡地域 019-629-6636 |
| 花巻・遠野地域 | 0198-22-4971 | 釜石地域 0193-25-2708 |
| 北上地域 | 0197-65-2738 | 大船渡地域 0192-27-9919 |
| 一関・千厩地域 | 0191-26-1418 | 宮古地域 0193-64-2221 |
| | | 久慈地域 0194-53-4990 |
| | | 二戸地域 0195-23-9209 |
| ●建設業協会経営支援センター | 019-653-6114 | |
| ●岩手県信用保証協会 | 019-654-1500 | ●各金融機関 |

【問い合わせ先】 岩手県建設業総合対策本部(県土整備部建設技術振興課内)

担当：臼澤（うすざわ） TEL：019-629-5954